

弘前市車両広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市有料広告取扱要綱(平成21年4月14日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、弘前市が本庁舎で使用している公用車に、広告を有料で掲載すること(以下「広告掲載」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み資格)

第2条 広告掲載の申込みは、市内に事業所、事務所、店舗等を有する個人又は法人で、その業務内容が明確な者に限り行うことができる。

(広告掲載の対象車両)

第3条 車両広告は、市長が指定する公用車に掲載するものとする。

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は原則1年とする。なお、協議により1年間の延長ができるものとする。その場合は掲載時期についても協議するものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の色彩等)

第6条 広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるおそれのあるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (5) 周囲の運転者の注意力を散漫にさせるおそれのあるもの
- (6) 公用車としての品位を損なうおそれのあるもの

2 広告には、当該広告が有料広告である旨の表示をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、弘前市車両広告掲載申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申込みものとする。

- (1) 税金を滞納していないことを証明する書類
- (2) 申込者の事業内容がわかる書類(会社案内、パンフレット等)
- (3) 掲載しようとする広告の原案(A4サイズ・カラー)

2 募集期間以外で申込みがあった場合については協議により広告掲載の申込み受付の可否を決定する。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、審査の結果、車両広告の掲載を可とした者(以下「広告主」という)に対し弘前市車両広告決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 広告主が募集枠数を超えるときは抽選によるものとする。

(広告掲載の方法等)

第9条 広告掲載の方法は、広告内容を表示した着脱可能なマグネットシート及びカッティングシート等剥離が可能な素材の貼付によるものとし、車体への直接塗装は行わないものとする。

2 広告主は、広告掲載及び撤去を行うときは、公用車の運行に支障が生じないように市と協議の上で日程を決定し、市の指示に従い作業するものとする。

(広告掲載の費用負担)

第10条 車両広告の作製、掲載、撤去等に係る費用は、広告主の負担とする。

2 広告掲載期間内に市の職員の責以外の原因により広告に破損等が生じたときは、広告主の責任において補修し、広告主が費用を負担するものとする。

3 前項の規定は第三者への損害賠償を妨げるものではない。

4 市の職員の責による公用車の使用中に生じた破損等の補修費用は市の過失責任の範囲内で市が費用を負担するものとする。

5 広告の掲載、撤去等により公用車に破損等が生じたときは、広告主の責任において原状回復し、広告主が費用を負担するものとする。

(広告内容変更の申込み)

第11条 広告主は、広告掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、弘前市車両広告変更申込書(様式第3号)に変更しようとする広告の原案(A4サイズ・カラー)を添えて市長に申し込むものとする。

(広告内容変更の承認)

第12条 市長は、審査の結果、広告内容の変更を可とした者に対し弘前市車両広告変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 広告掲載の決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は当該決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が掲載料を納入期限までに納入しない場合

(2) 広告内容に虚偽の記載があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でない判断した場合

2 前項の規定により車両広告の決定を取り消した場合、市長は広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。また、納付済みの掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、車両広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申出又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、車両広告の権利を第三者に譲渡することができない。

(協議事項)

第15条 本要領に定めのない事項および本要領各条項の解釈に疑義が生じた場合は、市及び広告主が互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、車両広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年1月26日から施行する。

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

別表(第5条関係)

掲載位置	規格	掲載料
側面(両側ドア)	縦40cm×横50cm×2枚	3,000円/月額